

## 熊本学園大学 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための行動指針

本指針は、熊本県のリスクレベルと学内の感染状況を踏まえた大学独自の警戒レベルを設定し、本学の行動制限を可視化するものです。  
黄色は現在の行動制限の状態を示しています。

大学独自の警戒レベル	判断基準（目安）	授業・研究活動など	教職員の出張※1	学生の入構	課外活動※2	本学主催イベント等	事務局体制	施設貸出	会議・委員会	学外者の入構
1	・ 県内各所で感染者が増加しておらず、感染症防止対策を行うことを条件に活動の自粛が段階的に緩和されている状態	【授業】 対面授業と遠隔授業を併用して、授業を実施  【研究活動】 感染拡大防止に留意して通常通りの研究活動を許可	許可 ・ 緊急事態宣言相当の発令がある地域への出張は自粛。ただし、学長が許可した場合は可	感染拡大防止に留意して入構を許可	活動を承認された団体に限り、健康観察票を提出し感染拡大防止対策を実施した上で活動を許可	感染拡大防止対策を実施して許可	感染拡大防止対策を実施して通常勤務を実施	感染対策基準を満たすことを条件に貸出を許可	感染拡大防止対策を実施して対面会議を許可	感染拡大防止に留意して入構を許可
2	・ 緊急事態宣言相当のものは発令されていないが、活動自粛を継続しながら、感染状況を注視する必要がある状態	【授業】 特定科目のみ対面授業とし遠隔授業と併用して、授業を実施  【研究活動】 学内にて研究活動を行う必要性が高い場合に限り、学内での研究活動を許可	原則、自粛する ・ 学長が許可した場合は可	感染拡大防止に留意して入構を許可 ・ すみやかに退出	活動の制限 ・ 国や県などが示す方針を参考に、活動範囲を限定する	原則として中止又は延期 ・ ただし、参加者を把握できる場合は可	感染拡大防止対策を実施して通常業務を実施 ・ 在宅勤務、時短勤務の検討	当該施設の利用者を把握でき、感染対策基準を満たすことを条件に貸出を許可	感染拡大防止対策を実施して対面会議を許可 ・ オンライン会議又は書面会議の積極的活用	学内入構制限
3	・ 緊急事態宣言相当のものは発令されていないが、外出自粛制限等の強い要請が出されるなど、流行拡大のリスクが高い状態  ・ 緊急事態宣言相当のものが発令されている状態	【授業】 遠隔授業のみ実施  【研究活動】 原則、在宅での研究 ・ 必要な場合のみ入構を許可	原則、禁止 ・ 学長が特別に許可した場合は可	原則、入構禁止 ・ 窓口相談、提出等は、当該部署へ事前に連絡し許可	原則、禁止 ・ ただし、公式大会への参加など学長が特別に許可した場合は可	原則として中止又は延期	各課の実情に応じ半数程度の勤務体制 ・ さらに深刻な場合は、大学機能を最低限維持するため必要最小限の勤務体制	原則、貸出不可 ・ 学長が許可した場合は可	可能な限りオンライン会議又は書面会議で実施 ・ さらに深刻な場合は、原則として対面会議は中止又は延期	原則、入構禁止 ・ 学長が許可した場合は可

□ 行動指針は、必要に応じて対策本部にて、適宜、見直す。

□ 大学独自の警戒レベルは、目安として、大学警戒レベル1は熊本県のリスクレベル3（警報）以下相当、大学警戒レベル2は県のレベル4（特別警報）相当、大学警戒レベル3は県のレベル5（厳戒警報）相当もしくは緊急事態宣言相当として、大学での状況を加味して決定する。

□ ※1・※2 教職員の出張および課外活動における引率は、学長が許可した場合、自身の行動履歴（（別紙① [PDF](#)/[Excel](#)）を把握し、帰宅後は2週間の健康観察（別紙② [PDF](#)/[Excel](#)）を行うこと。